

～京都府議会基本条例の創設に向けて～

<中間報告>

京都府議会の「基本理念・基本方針」

平成22年7月

京 都 府 議 会

# 目 次

はじめに	1
I 基本理念	
1 地方自治の本旨と真の地方自治	
(1) 地方自治の本旨の具体化	1
(2) 真の地方自治の確立	2
2 京都府議会の使命	
(1) 府議会と知事	2
(2) 府民と府議会	3
(3) 多様な民意の反映	3
(4) 議会改革の制度的発展と権能の強化	3
3 京都府議会の目指すべき方向	
(1) 民意を的確に反映する京都府の意思決定機関	4
(2) 議会と知事の権能の均衡ある京都府運営	4
(3) 行政運営と連動した機動的な議会運営	4
II 基本方針	
1 団体意思決定機関としての権能の発揮	5
2 議会運営機能の強化	5
3 事務事業の点検・監視・評価機能の強化	5
4 政策提言・政策提案機能の強化	5
5 議会意思等の発信強化	6
6 府民との情報共有の充実・強化	6
7 議会活動基盤の整備	6
8 議会を補佐する事務局機能の充実	6

## **はじめに**

京都府議会は、「地方自治の本旨」の具体化、真の地方自治の確立、府民福祉の増進を目指し、京都府の責任ある運営を、知事との二元代表のもとで行っている。

一方、地域が抱える課題の解決に当たって、京都府をはじめ、各地方公共団体は、そのための権限や財源等について、国から地方へ移譲することを求め、数々の活動を展開してきた。

今、地方自治は、地域が抱える課題は、地域自ら考え、判断し、決定するという、まさに住民自治の原則に基づいた団体自治の運営が求められる重要な時にある。

府議会は、この地方自治の大切な時に当たり、二元代表制の京都府の運営について、府民の意思を代表する議会としての目指すべき権能、運営等を「基本理念」、「基本方針」としてここに取りまとめ、広く府民等に示すとともに、引き続き、府民の幸せと府民生活の平安を希求しながら、府民とともに歩み、府民の意思を代表する府議会の使命を達成するため、全力を傾注して活動を展開する。

## **I 基本理念**

### **1 地方自治の本旨と真の地方自治**

#### **(1) 地方自治の本旨の具体化**

憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項について、「『地方自治の本旨』に基づいて、法律でこれを定める」こととしている。

また、地方自治法では、「地方自治の本旨に基づいて」、「国と地方公共団体との間の基本的関係を確立する」こと等により、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図る」こと、また、「地方公共団体の健全な発達を保障する」ことを目的としている。

地方自治の本旨について、法律上の定義は、示されていない。

しかし、憲法や地方自治法は、住民自らが、地域を考え、地域を治める住民自治、また、地方公共団体が、自主・自立のもと、自らの判断と責任において、地域が抱える課題解決や住民福祉の増進に向けた行政を行う団体自治、それぞれの発達を保障するとともに、地方自治の振興と発展を期待しているものである。

府議会は、この地方自治の本旨の具体化を常に追い求めながら、国や市町村との間の基本的な関係を確立し、また、様々で活発な活動を展開する、府

民、地域、団体、NPOなどと協働・連携しながら、京都府における民主的にして能率的な行政の確保と、その健全な発達に、不断の努力を重ねる。

## (2) 真の地方自治の確立

「地方の時代」という地方等の願いが叫ばれ、また、住民福祉の増進など、地方に関わる様々な権限を、政府から地方公共団体へ移譲する「地方分権改革」の取組が始まって、相当の年月が経過している。

地方分権を求める声が高まる中、平成12年には、いわゆる「地方分権一括法」が施行され、機関委任事務が廃止されるなど、国と地方は、対等な関係とされたが、今日においても、地方の権限と財源は、地方自治法に規定された「地方公共団体の健全な発達を保障する」というには、不十分な状態にある。

府議会は、真の地方自治を確立するために、こうした国と地方の役割のあり方について、国と地方が、対等の議論を行い、国から地方へ、権限や財源等が移譲されることなど、「地方自治の本旨」が達成できる、また、真に地方自治が保障された状況を創出する取組を積極的に展開する。

## 2 京都府議会の使命

### (1) 府議会と知事

憲法では、地方公共団体の議事機関としての議会を設置すること、また、知事、議会の議員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙すると規定している。

地方公共団体について、議会と首長の二元代表制と言われるのは、この規定によるものとされている。

京都府における二元代表は、ともに京都府民の選挙により選出され、多様な民意を代表するものの、知事は独任制の機関で、議会は合議制の機関である。

府議会は、独任制の知事のもとで行われる予算編成や事務事業の執行などについて、監視、点検、評価、また、重要な課題解決に向けた政策の提案や提言など、府民の意思を代表する、京都府における団体意思決定機関としての権能を有するものである。

今後、国から地方へ権限や税財源の移譲が進むことが望まれるが、それに伴って、京都府の所掌の範囲は拡大し、知事の権限も、更に拡大することが予想されることから、府議会は、こうした知事の権限に基づいた事務事業の執行などに対し、更に、しっかりと政策に係る提案や提言ができる機能、点検、監視、評価できる機能の拡充を図る。

また、府議会は、京都府という1つの地方公共団体の運営に当たって、議

会と知事の二元代表の持てる権能を最大に発揮し、発展させる取組を展開し、当然の使命である京都府民の福祉の増進に全力を挙げて取り組む。

## **(2) 府民と府議会**

府民は、議会制民主主義、間接民主制の制度のもと、府民自らの権力の行使を府議会議員に信託し、議員や議会の場を通して地方自治に参加し、その意思を反映させるものである。

府民からの信託を受けた府議会議員は、多様な民意を代表するもので、その議員で構成される府議会は、京都府における最高の団体としての意思を決定する合議機関であり、間接的な府民の権力の行使の場である。

京都府の行政における地方自治の本旨、真の地方自治の実現は、府民が主体となり、府民の意思と責任に基づいて行うという住民自治の原則に則って、団体自治を行う行政を確立することである。

府議会議員は、常に、府民の意思をしっかりと受け止めながら、府民に代わって権力を行使する、また、住民自治を具体化するという立場で活動を展開し、団体自治を行う京都府行政の確立を目指し、議員としての責務を果たすものである。

## **(3) 多様な民意の反映**

府議会議員は、法律、条例の規定に基づいた、府内の各選挙区から、多様な民意を背景に選出された、府民の代表である。

府議会は、行政の事務事業に係る監視、点検、評価や政策提言、政策提案など、議会活動や議員活動に当たって、多様な民意を反映すること、住民自治の具体化を図ることを基本に、合議機関としての権能・機能を発揮し、活動を展開する。

なお、そのための議会や議員の権能が保障されることは、多様な民意を京都府の意思決定に反映させる上でも極めて重要である。

## **(4) 議会改革の制度的発展と権能の強化**

府議会は、これまでから、議会の権能、機能強化に向けた改革や取組を精力的に行ってきた。

府民と議会の情報共有化を目指した全国初の常任・特別委員会を含む議会「インターネット中継」、全ての委員会の「直接傍聴」の実施、また、事務事業の監視、点検、評価機能や政策提言機能の強化、委員会活動の活性化を目指した「常任委員会の毎月開催」、更に、議会の広聴活動の強化を目指した「出前議会」の実施、政策提案機能の強化を目指した議会提案条例の協議・調整機関である「政策調整会議」の設置、議員提案による「条例創設に係

る検討手続き」の整備、そして、議会の意思を明確に発信することを目指した「意見・提言」の知事への提出、「委員会活動まとめ」の作成など、議会運営機能強化の取組を精力的に実施してきたところである。

府議会は、こうした改革や取組の実績、実践を、更に、制度として発展させる取組を進める。

また、府民の意思を十分に踏まえながら、議会としての権能が発揮できる、機能、基盤の強化を図ることや、議会制民主主義が求める議会運営、議員活動を実行しながら、時代の変化に対応した不断の議会改革を行う。

### **3 京都府議会の目指すべき方向**

府議会が目指すべき方向は、次の3つである。

#### **(1) 民意を的確に反映する京都府の意思決定機関**

府議会は、これからも、条例の制定・改廃、予算の議決、決算の認定、限りある資源や財源配分の決定などについて、議会活動、議員活動を通じながら、府民への積極的な情報提供、また、府民の意思を十分に確認する活動の展開など、府民と様々な情報を共有する中で、府民の意思が十分に反映される審議・審査を行い、京都府の意思決定機関としての使命を達成する。

#### **(2) 議会と知事の権能の均衡ある京都府運営**

府議会は、多様な民意を代表する、議会と知事、二元代表相互の権能が均衡を保った京都府の運営、いわゆる「チェック&バランス」、「パワーバランス」による京都府の運営を目指すという立場で、議会の権能を発揮しながら運営に当たる。

#### **(3) 行政運営と連動した機動的な議会運営**

府議会は、議会運営について、定例会、臨時会、特に、行政の年間運営、中長期の運営をしっかりと見定めた「毎月常任委員会」の実施等によって、行政マネジメントサイクル、行政の管理・運営と連動する機動的な議会運営を実行し、絶えず変化する地域課題に対応した事務事業の点検・監視・評価、また、政策提案、政策提言などを積極的に実行・展開する。

## **Ⅱ 基本方針**

京都府議会は、基本理念、特に、目指すべき方向を実現するため、次の8つを基本方針として、具体的な取組を推進・実行するものである。

### **1 団体意思決定機関としての権能の発揮**

京都府の団体意思決定機関としての使命を果たすため、府民の意思を反映した、真摯な審議を展開するとともに、事務事業の点検、監視、評価の実施、府民が抱える課題解決に向けた政策の提言・提案の積極的な展開、意見書や決議など、議会の意思の積極的な発信、広聴・広報活動の積極的展開、府民との情報共有化などを実行しながら、議会の持てる権能を最大に発揮して取り組む。

### **2 議会運営機能の強化**

議会運営機能の強化を図るため、本会議や委員会の審議については、その拡大、運営の充実、審議の多様性の確保などに取り組む。また、委員会の活動については、弾力的、機動的な運営の確保、課題に対応した政策の研究や調査、閉会中における委員会活動の充実などに取り組む。

### **3 事務事業の点検・監視・評価機能の強化**

限りある財源の適正な執行の監視など、事務事業の点検・監視・評価機能の強化を図るため、本会議、委員会審議については、審議・審査の充実を図る。

### **4 政策提言・政策提案機能の強化**

地域が抱える課題解決を図るため、議員活動、議会活動を通じ、知事に対して政策の提言や提案を行い、その実現を目指す。また、議員や議会自らが、政策条例等を検討、提案し、その実現を目指す。

## **5 議会意思等の発信強化**

議会の意思の明確な発信を強化するため、様々な機会を通じた発信活動を展開する。

## **6 府民との情報共有の充実・強化**

府民の意思を代表する議会や議員の活動を確かなものにするとともに、府民の意思を団体意思決定に反映させるため、府民と議会が、活動情報等について共有できる環境の整備・充実を図る。

## **7 議会活動基盤の整備**

議会活動、議員活動の充実、強化を図るとともに、府民の意思が反映できる議会活動基盤を確固たるものとするため、他の地方議会と連携しながら、様々な取組を展開する。

議会の活動基盤等については、効率的な側面に留まらず、議会制民主主義、間接民主制を保障し、「地方自治の本旨」を達成するという視点に立って研究し、協議・検討する。

## **8 議会を補佐する事務局機能の充実**

議会の議事運営に係る機能、調査・研究に係る機能について、本会議・委員会等の議事の円滑な運営、京都府が抱える様々な課題の発見や、その解決方法などの調査・研究活動、政策の提言・提案に係る活動、議会情報の積極的な発信など、議会の活動を総合的に補佐できる事務局機能の充実・強化を図る。